

市民農園貸付条件

市民農園は、市が土地所有者から農地を借り受け、利用者や近隣住民の方々のご協力があって運営できています。皆さんに気持ちよく使っていただき、また、近隣住民の迷惑とならないよう、貸付条件を守ってご利用ください。

【1 貸付期間】

- (1) 貸付期間は令和●年(202●年)3月までとする。ただし、土地所有者から土地の返還の申し出があった場合は、返還に伴う整備工事等の期間を含め、貸付期間を短縮することがある。（「5 貸付の解除」参照）
- (2) 農園の利用開始は、農業振興課が誓約書を受理した後とする。また、年度途中で利用開始する場合は、併せて使用料の納付が確認できた日からとする。

【2 使用料】

- (1) 使用料は納期限までに納入すること。
- (2) 既に納めた使用料は還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

ア 借受者の責任でない理由で貸付けができなくなったとき。

イ 市が相当な理由があると認めたとき。

【3 禁止事項】

- (1) 建物及び道具置き場等の工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 果樹などの樹木を植栽すること。
- (4) 貸付農地を転貸すること。
- (5) 1家族で2区画以上の農地を使用すること。
- (6) 定められた区画外で耕作すること。（空き区画に勝手に耕作したものについては、栽培中であっても予告なく処分します。）
- (7) 定められた区画外に荷物を放置すること。
- (8) 農園付近の農業用水路や排水路、公園の水を使用すること。
- (9) 農園に車で来園すること。

【4 遵守事項】

- (1) 通園中や農園内作業中の事故や怪我については、各自の責任とする。くれぐれも手元、足元、周囲に注意した上で作業すること。
- (2) 自転車は管理地に駐輪すること。

裏面に続く→

- (3) 農園には水道設備がないため、水はポリタンク等を活用して自宅から持参するか、雨水をため置きして利用すること。
- (4) 定められた区画や周囲の通路、管理地の除草等を行い、常に良好な環境の保全に努めること。
- (5) 水の管理や除草をこまめに行い、病害虫が発生しないように注意すること。
- (6) 農薬や肥料は適切かつ適度な使用を心がけ、周辺に拡散しないようにすること。
- (7) 農機具は自宅等から持参し、農園に放置しないこと。
- (8) 大きな騒音・振動・悪臭等を出さないようにすること。
- (9) 野菜屑・雑草等は放置や焼却をせずに持ち帰るか、堆肥として利用すること。
- (10) 借受者が農園の利用終了を希望する場合及び貸付期間が満了する場合は、農作物・農業資材等の撤去を行い、必ず貸付農地を除草・整地したうえで市に返還すること。
- (11) その他、近隣住民や他の市民農園利用者の迷惑にならないように、十分に配慮すること。

【5 貸付の解除】

市は、次の各号に該当するときは、貸付を解除することができる。

- (1) 借受者が農園の利用終了を申し出たとき。
- (2) 貸付条件の内容が守られないとき。
- (3) 市が指定する日までに、使用料が納付されないとき。
- (4) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき(1か月間)。
- (5) 土地所有者から土地の返還の申し出があったとき。
- (6) 「越谷市市民農園 利用継続等届」が提出されなかったとき(毎年実施)。
- (7) 借受者が市外に転出したとき。

【6 その他】

市では、農作物栽培に関する技術指導や助言、除草を含めた農園内の整備はいたしません。あらかじめご了承ください。

- (1) 市民農園は、農作物の良好な生育を約束するものではありません。各自で環境整備をしてご利用ください。
- (2) 区画の指定・移動は原則としてできません。
- (3) 農薬の取扱いや病害虫防除に関する情報等については、市のホームページに公開していますのでご参照ください。
- (4) 土地所有者から土地の返還の申し出があった場合は、貸付期間中であっても貸付の解除となります。分かり次第、該当者へお知らせいたしますが、栽培中の農作物等について、市では補償できかねますので、あらかじめご了承ください。